

木曽青峰高校望岳寮のきまりについて

(2025 年度)

長野県木曽青峰高等学校望岳寮は、自宅からの通学が著しく困難な生徒を学校管理のもとで寄宿させ、修学への便宜をはかるとともに、集団生活を通じて社会性を養うことを目的とし設置・運営されている。

入寮生一人一人が健全な生活を営み、充実した学校生活を送れるよう以下のきまりを定める。木曽青峰高校望岳寮に入寮した生徒はこのきまりを守らなければならない。

I. 寄宿舎規約

1. 入寮要件（入寮は以下の要件を満たす者とする）

- (1) 自宅からの通学が困難な男子生徒であること
- (2) 健康上の問題がなく、寮生活に耐えられる生徒であること
- (3) 校則・寄宿舎規約・寮生規則・日課細則などきまりを守れる生徒であること
- (4) 自立した生活がしっかりおくれる生徒であること
- (5) 学習習慣が確立されていて、意欲的に学ぶ姿勢の者
- (6) 入寮に関する選考に合格した生徒であること
- (7) 上記要件を満たした者は「入寮願い・誓約書」を提出し、学校長の承諾を得て入寮許可となる

2. 入寮について

- (1) 入寮期間は1ヶ年（4月～翌年3月）とし、卒業年度まで更新することができる
- (2) 入寮を許可する時期は設けないので、年度途中でも要件を満たせばいつでも入寮できる
- (3) 更新は単年度毎に行い、更新の際は改めて入寮の手続き及び審査を行う
- (4) 更新は入寮要件を満たす者であり、それまでの寮生活の中で不適応と判断された者は更新しない
- (5) 一学期中は、寮生活の研修期間として位置づけ、適応できているかを見極める期間とする

3. 退寮について（入寮要件を満たさなくなった場合、年度途中であっても退寮を命ずる）

- (1) 一家転住等により学校から近い範囲に帰省先住所が移った
- (2) 健康上の理由で通常の寮生活をおくることが厳しくなった場合
- (3) 校則・寄宿舎規約・寮生規則・日課細則を守れない場合
- (4) 自立した生活ができない場合
- (5) 各学期で評定「1」を有するような学業成績の著しい不振があった場合
- (6) 上記以外の理由で寮生活が困難だと思われる場合（Ⅱ. 寮生規則の11参照）
- (7) 退寮する際は宿舎部長を通じ学校長に「退寮届け」を提出し退寮する

4. 寮費等

- (1) 寮の運営は、寮費によって行う（寮費は49,500円／月×12ヶ月とする）
- (2) 寮費の納入は、自動送金サービスにて所定金融機関の口座への振込みとする
- (3) 新入寮生は、入寮時に特別維持費として10,000円を別に徴収する
- (4) 各部屋の電気料金は個人負担とする（毎年度当初に6,000円を徴収する）
- (5) 電気料金は使用状況に応じて年度末に追加徴収する場合もある

5. 役員

- (1) 寮に次の生徒役員を置く（寮長1名、副寮長若干名）
- (2) 役員は寮生の互選または推薦で決め、任期は1年とする
- (3) 望岳寮におけるPTAの役員は設けない

Ⅱ. 寮生規則

1. 寮生活を送る上での留意点

- (1) きまり（校則・寄宿舎規約・寮生規則・日課細則等）を守ること
- (2) 時間厳守・期限厳守
- (3) 他人に迷惑をかける行為はしてはならない
- (4) 自室以外は公共スペースであることを自覚して生活する

2. 点呼

- (1) 毎日、朝夜点呼を行う
- (2) 点呼には遅れてはならない

3. 登下校

- (1) 登校は午前8時には完了
- (2) 登校したら放課後になるまで寮に戻ってはならない

4. 環境美化

- (1) 毎日清掃時間を設け、全員で勤勉に寮内を掃除する
- (2) お風呂・食堂・トイレ・玄関・廊下・階段などの共有空間は常に清潔で整理整頓されていること
- (3) 自室は清潔で常に整理整頓されていること
- (4) 登校時は寝具を整え、部屋内は整頓しておくこと

5. 施設設備

- (1) 節電・節水、省エネ生活を心がけること
- (2) 部屋に持ち込める電化製品は学習用電気スタンド程度とする
- (3) テレビ・冷蔵庫等家電の持ち込みは禁止する
- (4) 暖房器具については部屋附属のヒーターを使用すること
- (5) スタンド以外の電化製品で、どうしても使用する理由がある場合は宿舎部長に相談の上許可を得ること
- (6) 施設・設備の破損や落書きは禁止する（損害については弁償すること）
- (7) タブレットの使用については、Wi-Fi 設備はないので、各自スマートフォン等のテザリングなどで対応すること。なお、ルーターやスマートフォンのテザリングなどを用いた Wi-Fi 環境の貸し借りは禁止とする

6. 食事

- (1) 偏食をせず、毎日3度の食事をきちんととること
- (2) 自分の食器はその都度自分で洗って所定の場所に返却すること
- (3) 昼食の弁当箱は当日の点呼までに自分で洗って所定の場所に返却すること
- (4) 食堂以外の場所に食事や食器類を持ち出さないこと
- (5) 食堂に私物を置かないこと
- (6) 食堂で洗髪、歯磨きをしてはならないこと
- (7) 食料・飲料は食堂の冷蔵庫を使用しても構わない
- (8) 他人の食料・飲料には勝手に手を付けない
- (9) 修学旅行・地域学習・部活遠征等の理由で欠食する場合は事前に連絡すること

7. 洗濯

- (1) 自分の物は自分で洗濯すること
- (2) 洗濯場に洗濯物等を放置しないこと

8. 健康管理

- (1) 具合が悪い時は舎監に申し出る
- (2) 発熱等、登校が不可能な場合は帰宅して静養する

9. 学習

- (1) 補習・資格取得・各種行事等には積極的に参加すること
- (2) 考查一週間前など学習期間は食堂のテレビを制限することもある
- (3) テスト前に限らず、普段から勤勉に学習に励むこと

10. 休日の宿泊

- (1) 土日祝・長期休業中は閉寮日となるため寮生は原則帰宅する
- (2) 閉寮日に部活等の理由で宿泊する者は顧問と宿舎部長から許可を得ること
- (3) 閉寮日に宿泊を認める事項は以下の通りである
 - ①授業、②クラブ活動、③学校関係の行事、④資格取得、⑤担任や顧問が特別に認める場合
- (4) 閉寮日は食事系の食事は出ない（食事は各自で用意すること）

11. 退寮に該当する項目（入寮要件以外にも下記項目に違反した場合は退寮を命ずる）

- (1) きまり（校則・寄宿舎規約・寮生規則・日課細則等）が守れない者
- (2) 時間や期限が守れない者
- (3) 他人に迷惑をかける者
- (4) 自立した生活ができない者
- (5) 舎監の指導に素直に従えない者
- (6) 部外者を許可無く寮内に入れた者
- (7) 飲酒・喫煙等をしたもの（関与した者も含む）
- (8) 暴力行為やいじめに類する行為をした者
- (9) 弱い立場の者を強制的に働かすような行為をした者
- (10) 他人の物を盗む行為や無断借用をした者
- (11) 無断外泊した者
- (12) 閉寮日に無断で宿泊した者

12. その他

- (1) 貴重品の管理は確実にし、必要な場合は舎監に預ける
- (2) 以下の項目に該当した場合も協議により退寮を命ずることがある
 - ①各学期で評定「2」を複数有するような学業成績の著しい不振
 - ②各学期の授業欠席・遅刻が1/5を超えるような学習への取り組み不振

Ⅲ. 日課細則

1. 朝 点 呼

- (1) 午前7時食堂にて点呼を行う
- (2) 点呼に遅れてはならない

2. 朝 食

- (1) 食堂で食えること
- (2) しっかり食えること
- (3) 使用した食器は自分で洗って配膳口に返却する

3. 登 校

- (1) 午前8時までには寮を出る
- (2) 寝具を整え、部屋内は整頓する
- (3) 部屋の電気は消して電化製品のコードはコンセントから抜く
- (4) 自室のドアは施錠をする
- (5) 玄関の名札を返して登校する
- (6) 上下履きの区別をつけること
- (7) 登校後は放課後まで寮へは戻れない

4. 昼 食

- (1) 昼食は弁当がされる
- (2) 弁当は昼休みに事務室へ各自で取りに行く
- (3) 弁当箱は各自で寮まで持ち帰り、当日の点呼までに洗って配膳口へ返却する

5. タ 食

- (1) 帰寮した者から食べる
- (2) 食堂で食べる（部屋への持ち込みは厳禁）
- (3) 使用した食器は自分で洗い配膳口に置く
- (4) 原則 20 時の点呼までに食べ終える

6. 夜 点 呼

- (1) 20 時に食堂にて点呼を行う（土日祝でも点呼時刻は同じ）
- (2) 点呼に遅れてはならない
- (3) 夜点呼に遅れる（土日祝含）場合は以下の点に留意すること
 - ① 指定の期日までに担当職員へ理由とともに申し出る
 - ② 緊急の場合（電車の遅延事故等）は宿舎部長へ連絡する（担当職員が点呼に遅れる者をクラスルームに投稿する）

7. 門 限

- (1) 20 時以降の外出は禁止

8. 清 掃

- (1) 点呼終了後から 20:20 までを一斉清掃の時間とし、全員で共用スペースの清掃を勤勉に行う
- (2) 風呂掃除の当番は朝の点呼後、10 分間程度で浴槽の掃除までを済ませる

9. 学 習

- (1) 他人に迷惑をかける行為は慎む（楽器やテレビ、その他音の出る行為）
- (2) 評定「1」や「2」をとらないように勉強をする

10. 入 浴

- (1) 浴槽を使った入浴は 18:00 時以降とする
- (2) 一斉清掃終了後は 3 年生⇒2 年生⇒1 年生の順に速やかに入浴する
- (3) 上がる時は風呂のふたを閉め、湿気の防止と湯温の低下を防ぐこと
- (4) 22:30 までに全員入浴を済ませる

11. 消 灯

- (1) 23 時には必ず自分の部屋に戻っていなければならない
- (2) 消灯後は主照明をつけることは禁止する（学習等は電気スタンドで行う）
- (3) 廊下・階段・食堂・風呂場等すべての電気を消す
- (4) 消灯後は食堂・風呂・他室に入ることを禁じる

12. 閉 寮 日

- (1) 土日祝・長期休業中は閉寮日となるため寮生は原則帰宅する
- (2) 閉寮日に部活等の理由で宿泊する者は指定の期日までに担当職員へ理由とともに申し出る
- (3) 自炊した者は片付けを即刻行うこと
- (4) 夜点呼は 20 時、朝点呼は午前 7 時に食堂にて行う（土日祝も夜の点呼は行う）
- (5) 点呼に遅れない（20 時までには寮に戻る）こと
- (6) 点呼に遅れる場合は上記 6.（3）に同じ

13. その他

(1) 欠食・外泊する場合は事前に指定の期日までに担当職員へ理由とともに申し出ること

(2) 宿舎部の教員は、担当職員から生徒情報を集約し、指定の日にクラスルームで以下の内容を投稿する。寮長は食堂内のホワイトボードへ同じ内容を記入する

- ・次の1週間のうち、欠食・外泊する者
- ・次の1週間のうち、閉寮日（登校日の前日を除く）に宿泊する者
- ・次の1週間のうち、夜点呼に遅れる者

※水曜日に投稿する場合の投稿例

○月○日（木）欠食者：なし 外泊者：なし
○月○日（金）宿泊者：××、△△、☆☆ 遅延者：なし
○月○日（土）宿泊者：××、△△、☆☆ 遅延者：△△（部活の遠征のため）
○月○日（日）外泊者：□□（自宅）
○月○日（月）欠食者：なし 外泊者：なし
○月○日（火）欠食者：なし 外泊者：なし
○月○日（水）欠食者：△△（昼夜） 外泊者：△△（自宅）

以上